



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

何が起ころ? 令和5年から始まるインボイス(適格請求書等保存方式)制度

別紙でご案内を封入しておりますが、5月24日(火)にインボイスセミナーを行います。制度自体は令和5年の10月開始ですが、昨年の10月からすでに登録申請が始まっており、確定申告の際に登録まで終わらせた方も多くいらっしゃいます。「取引先からインボイスの番号を聞かれたけど…」「自分はそのまま登録せずにおきたいが…」などの声がかここ最近増えてきています。

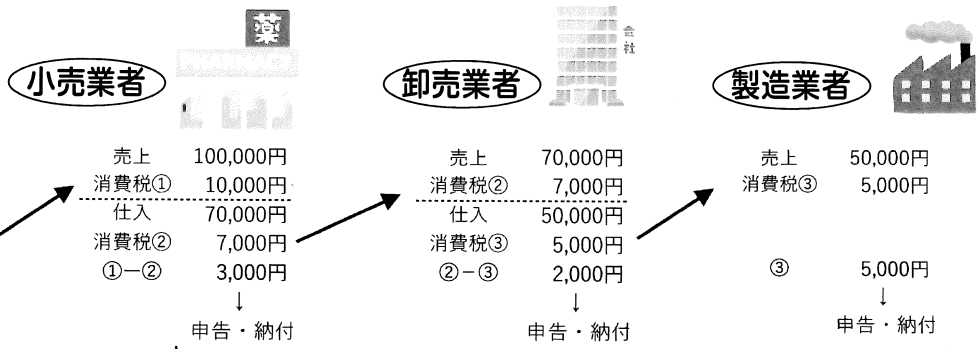
インボイス制度が施行されると問題は多岐に及びます。また、登録申請をすると、消費税の納税というデメリットが発生しますので、その影響を知るには、そもそも消費税の計算の仕組みがわかっていないと判断できません。

そもそも消費税とは…?



消費税と地方消費税を合わせた税率(10%)で計算しています。

110,000円の支払い
消費者が負担した
消費税額：10,000円



消費者が負担した10,000円分の消費税は、それぞれの会社から国(地方)に納税されます。ただし、現状で消費税を申告・納税しているのは売上1,000万円超の事業者のみです。

図の小売業者や卸売業者を皆さんの事業だとすると、自分がもらった売上の消費税分から、自分が仕入や諸経費として支払った消費税分を差し引きして、手元に残った差額を消費税として国(地方)に納税します(消費税には別途、簡易課税方式という計算方法もありますが今回は省略します)。つまり、事業者が売上の一部としてもらっている消費税は、性格上ただの預り金であり、経費として支払った分を除きあまった分の預かり金はそのまま国(地方)に納税するという仕組みです。

ただし、上記にもあるように、消費税は全事業者が納税しているわけではなく、基本的には売上が1,000万円を超える事業者のみが納税義務者(課税事業者)となっており、売上が1,000万未満の方は**免税事業者**といい、消費税の納税が免除されています。

インボイス制度が始まるとどうなるのか?

インボイス制度が始まると、消費税の課税事業者が消費税の計算をする際(帳簿を付ける際)に、受け取った領収証・請求書などに「登録番号」の記載があるかどうかを確認し、記載がない場合(=免税事業者との取引)は消費税の経費に算入できなくなります。つまり、消費税の納税義務がある事業者からすれば、登録番号が書かれた請求書や領収証をもらっておかないと、自分が負担する納税額が増えるということです。インボイスに対応した書類とは右図のような適格請求書のことを言い、登録番号の他にも消費税の適用税率や消費税額等が記載されていないといけません。

インボイスの登録番号は消費税課税事業者しか取得できませんが、売上が1,000万未満の免税事業者でも消費税課税事業者となる選択をすることで番号を取得できます。免税事業者の方は、売上先に迷惑をかけないために選択せざるを得ないこともあると思います。ただし、番号を取得する=課税事業者になるということになりますので、結果的に消費税の納税が発生します。また、インボイス制度に一度登録すると、基本的に廃業するまで拘束されます。そのため、選択するかどうかは慎重に判断しないとはいけません。5月24日のセミナーでは税理士の先生をお招きし、制度について詳細に解説していただきます。重要度の極めて高い制度ですので、ぜひご参加ください。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等*
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

| 日付 | 品名 | 金額 |
|-------|----------|-------------|
| 11/1 | 魚 * | 5,000円 |
| 11/1 | 豚肉 * | 10,000円 |
| 11/2 | タオルセット | 2,000円 |
| 合計 | 120,000円 | 消費税 11,200円 |
| 8%対象 | 40,000円 | 消費税 3,200円 |
| 10%対象 | 80,000円 | 消費税 8,000円 |

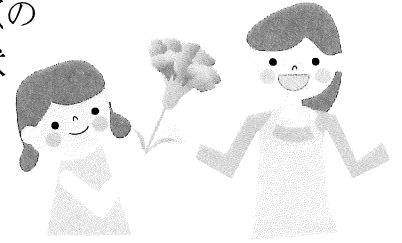


第5回定時総会を開催します！ぜひご参加ください。

おかげさまで、一般社団法人福岡中央青色申告会を発足して、5年目を迎えることができました。

令和元年4月に第1回定時総会を行って以降、コロナ禍に突入し定時総会を含めて、ほとんどの行事を最小限でしか行うことができませんでした。

今年は、感染予防対策を取りながら通常通りの総会を行いたいと思いますので、ぜひ多くの皆さまにご参加いただければと思います。詳細は別紙をご確認のうえ、出欠連絡票・委任状兼議決権行使書の提出をお願いいたします。



■日 時：令和4年5月26日(木) 15:30~18:45

■場 所：ANAクラウンプラザホテル福岡(福岡市博多区博多駅前3-3-3)

■次 第：第一部(会場:2階シャンパーニュ)

第二部(会場:1階クラウンカフェ)

定時総会・基調講演/15:30~17:05

懇親会/17:15~18:45

■会 費：お一人3,000円(懇親会にご参加の方のみ)

会員の異動状況

平成17年12月の祇園支部開設から今年で満17年となりました。昨年度も会員の皆さまからのご紹介や、会計講習会からの入会勧奨等の会活動により33名の純増、会員数は令和4年3月末現在で575名となりました。

青色だよりに「ご友人を紹介してください」と掲載したところ、たくさんの方からご紹介をいただきました。本当にありがとうございました。

今後とも皆さまからの変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

会費の口座振替手続きについて

まだ会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまには、口座振替依頼書を同封しております。

5月18日(水)が締切日ですので、それまでに郵送又はご持参くださいますようお願いいたします。

6月28日(火)が口座振替日です。来月の会報と一緒に明細書をお送りします。

※ 以前ご提出いただきました「口座振替依頼書」が、『印鑑相違』等の理由で金融機関より返却されました方にも再度、同封いたしました。ご面倒をおかけしますが、もう一度ご提出をよろしくお願いいたします。

法律相談日

弁護士の橘先生による無料相談

5月18日(水) 15時~17時

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか？
ご希望の方は、事前に事務局まで**ご予約**ください。

税務相談日

税理士による無料相談

5月9日(月)・19日(木)・6月6日(月)

10時~12時/13時~16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税等々
ご希望の方はご予約をお願いいたします！

| | | | |
|---------|-------------------|-------------------------------|--|
| 5月の行事予定 | 4/29(金)~5/8(日) | GW休暇 | 全青色共済・傷害・疾病入院 口座振替日 6月スタート分へご加入いただいた皆さまありがとうございました。 初回口座振替日は、 全青色共済・傷害特約……………5月23日(月) 全青色傷害・疾病入院補償…5月27日(金) となっております。 |
| | 5月9日(月) | クールビズ開始(10月末終了予定) | |
| | 5/9日(月)・19(木) | 税務相談日 | |
| | 5月18日(水) | 法律相談日 | |
| | 5月26日(木) | 第4回定時総会 | |
| | 5月31日(火) | 所得税(延納分・または3/16~4/15申告分)口座振替日 | |
| | 5月31日(火) | 自動車税納期限 | |
| | 5/10日(火)・5/26日(木) | は会議のため午後は事務所を閉めております。 | |

ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会

メール: info@aioiro-f.com HP: http://aioiro-f.com/

Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176

当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

申告に来られた際にインボイスの届出をご記入いただいた方は4月以降順次提出しております。お手元に番号が届いた方は請求書や領収証に番号を入れる準備をしてください。また、当会には皆さんの番号の通知は来ませんので、書類はご自分で大切に保管ください。